

奈良県告示第五百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称
遅瀬（ホ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
所在地及び標柱番号

山辺郡山添村大字遅瀬一七五〇番	一号及び十号
〃	一七四五番
〃	二号及び五号
〃	一七四四番
〃	三号及び四号
〃	一七六〇番一
〃	六号及び七号
〃	一七六九番先里道
〃	八号
〃	一七五七番
〃	九号